

入間市生産緑地地区の区域の規模に関する条例 制定要旨

1 経緯

3大都市圏における生産緑地の約8割が平成4年に指定され、令和4年に指定から30年を迎えます。指定30年を前に、国では都市農地の保全に係る制度改正の一環として、平成29年に生産緑地法を改正し、特定生産緑地制度が創設されたほか、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を政令で定める基準（300㎡以上500㎡未満）の範囲内で市町村が条例により定めることが可能となりました。

2 制定の趣旨

生産緑地法の改正により、政令で定める基準に従い、市町村が条例で区域の規模に関する条件を別に定めることが可能となったことに伴い、入間市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を制定するものです。

3 条例の内容

生産緑地法施行令第3条で定める基準に従い、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を300平方メートル以上と定めるものです。

4 施行日

公布の日から施行するものです。